

SIDfm サービス条件

平成 27 年 4 月 27 日 施行

平成 30 年 8 月 31 日 改定

SIDfm サービス条件（以下、「本サービス条件」といいます）は、お客様による本サービスの使用に適用される条件を規定するものです。本サービス条件にて別途定義が示されていない用語に関しては、SIDfm RA サブスクリプション契約における定義が適用されます。

<用語の定義>

【 セキュリティ情報 】

情報システムに係る各種セキュリティ機関が発行するセキュリティ情報やベンダが発行するセキュリティ情報・パッチ情報などの総称を意味します

【 セキュリティ情報データベース 】

当社が収集したセキュリティ情報を独自に加工・整理を行い蓄積したデータベースを意味します

【 コンテンツ 】

当社が著作権を保有するセキュリティ情報データベースの中身を意味します

【 ユーティリティ 】

当社が開発・提供するセキュリティ情報データベース、データベースおよび脆弱性管理等を行うソフトウェアを意味します

【 ログイン ID 】

本サービスを使用するために当社より付与された特定個人を識別する ID を意味します

【 ゲートウェイ認証アクセス 】

本サービスを使用するために当社より許可された IP アドレスからのアクセスで、当社により許可されたアクセスを意味します

<標準条件>

（条件の変更）

1. 当社は、本サービス条件を変更することがあります。ただし、お客様がサブスクリプションを更新するかまたは新しいサブスクリプションを購入する場合、その時点で最新のサービス条件が適用され、お客様のサブスクリプション期間中は変更されません。

2. 本サービス条件を変更する際、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客様に対し、事前にその内容について通知します。

(提供の一時中断)

1. 当社は、次の各号に該当するとき、本サービスの提供を一時中断することがあります。
 - (1) 当社設備の定期保守および点検または工事等やむをえない事由があるとき
 - (2) 当社設備の障害または故障等やむをえない事由があるとき
 - (3) 電気通信事業者および接続業者の保守もしくは工事等やむをえない事由があるとき
 - (4) 電力会社の電力供給の中断および電気通信事業者の障害等やむをえない事由があるとき
 - (5) 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキなどの労働争議、輸送機関の事故、仕入先の債務不履行、その他の非常事態が発生したとき
 - (6) その他現時点で予測不可能な事由があるとき
2. 当社は、前項により本サービスを一時中断するときは、お客様に対し中断する 14 日前までにその理由および期間を通知します。ただし、(3) (4) (5) (6) および緊急を要する場合についてはこの限りではありません。
3. 当社は本サービスの提供に必要な設備を維持管理する責任を負います。但し、何らかの理由で本サービスの提供に障害が発生した場合、可及的速やかに障害を克服するための措置をとることをもって、障害発生時および本サービスの一時中断における当社の責任のすべてとします。

(提供の停止)

1. 当社は、お客様が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本契約による債務の支払を怠ったとき
 - (2) 本サービス条件の利用規定に違反したとき
 - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する様態において本サービスを使用したとき
 - (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に使用する者の当該使用に対し重大な支障を与える様態において本サービスを使用したとき
2. 当社は、本サービスの提供を停止するときは、お客様に対し予めその旨を通知します。

(提供の解除)

1. 当社は、お客様が次の各号に該当するときは、本契約を解除することがあります。
 - (1) (提供の停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合において、お客様が当該停止の日から 2 ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

- (2) (提供の停止) の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
2. 当社は、本契約を解除するときは、お客様に対し予めその旨を通知します。

(提供の廃止)

1. 当社は、本サービスを廃止することがあります。
2. 当社は、本サービスを廃止するときは、当該廃止により影響を受けることとなるお客様に対し、廃止する日の3ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。
3. 本サービスが廃止されたときは、当該廃止の日に本契約が解除されます。
4. 当社の責に帰する事由により本サービスを廃止した場合、当該月を除く残存期間の月数を契約期間の月数で除した数に、契約金額を乗じて算出した額(1円未満の端数は切り捨てます)と消費税および地方消費税を賦課した額をお客様に返還します。

(提供の承諾)

1. 当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスの購入希望者が当該申込に係る本契約の債務の支払を現に怠っている、または怠るおそれがあるとき
- (2) 本サービスの購入希望者が(提供の停止)に該当するおそれがあるとき
- (3) 本サービスの申込内容または電子メールに虚偽の事実を記載したとき
- (4) 購入希望者が当社または本サービスの信用を著しく損なう様態で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
2. 当社は、本サービスの提供を承諾しないときは、本サービスの購入希望者に対しその旨を通知します。

(提供終了後の取扱い)

1. 本契約が期間満了、解約または解除により終了した場合は、お客様は、本サービスを一切使用することができません。
2. 当社は、終了日以降、本サービスに登録されたお客様の情報を消去します。また、お客様は、当社より提供された物品・データ等を返還もしくは消去することとします。

(利用規定)

お客様も、お客様を通じて本サービスにアクセスするいずれのユーザーも、次の各号に定める義務を遵守するものとします。

- (1) 本サービス使用のためのログインID、パスワードを自己の責任において管理し、その漏洩、共用、他サービスのパスワードとの使い回しは行わないこと

- (2) 本サービス使用のためのログイン ID、パスワードは、ユーザー本人のみが使用するものとし、本人以外の第三者に使用させ、貸与、譲渡、売買等いかなる処分も行わないこと
- (3) セキュリティ情報データベースにより得られる情報を第三者（子会社、関連会社等含む）が所有する機器およびソフトウェアへ使用しないこと
- (4) 当社が提供するセキュリティ情報データベースのコンテンツについて、譲渡および開示しないこと
- (5) 契約数を越えて、本サービスを使用しないこと
- (6) プログラムを以ってセキュリティ情報データベースのコンテンツおよび当社が提供するユーティリティに対してアクセスして加工、編集しないこと
- (7) セキュリティ情報データベースのコンテンツおよび当社が提供するユーティリティの全部、一部に係らず、知的所有権を侵害しないこと
- (8) 当社のユーティリティによって配信されるセキュリティ情報データベースのコンテンツを含むメール等の情報を、複製、改変、編集、上演・上映、公衆送信・伝達、送信可能化、口述、展示、頒布、翻訳・翻案を行わないこと
- (9) 当社が提供するセキュリティ情報データベースのコンテンツを使用して類似するサービスの提供を行わないこと
- (10) 本サービスを日本国内でのみ使用すること

（利用環境）

お客様も、お客様を通じて本サービスにアクセスするいずれのユーザーも、本サービスの使用にあたり、以下の各号に定める事項を決定し処理するものとします。

- (1) 本サービスを適正に使用するために必要な環境の整備および維持
- (2) 管理する機器に記録されているデータ、情報等を保護する必要がある場合、その適切な処置
- (3) ゲートウェイ認証アクセスのために使用する IP アドレス情報の維持・管理

（ライセンスの再割り当て）

お客様の内部業務において使用するために権利を割り当てた第三者の変更に伴って、お客様は再割り当てを行うことができます。再割り当てを行う場合には、元のユーザーのログイン ID および関連ソフトウェアの削除を行う必要があります。

（法令遵守）

当社は、本サービスの提供に適用されるすべての法規制を遵守します。

(秘密保持)

1. 契約者および当社は、それぞれ相手方から秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報（以下、「秘密情報」という）の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等、サポートのために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
2. 但し、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合は、相手方に書面で通知の上、開示することができるものとします。
3. 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報

当社は、本サービスの業務の一部または全部を第三者に委託する場合、本条の定めを当該第三者に課したうえで、当該第三者に対しお客様の顧客データを開示できるものとします。

(免責事項)

1. 本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、無保証で「As is」（現状のまま）として提供します。本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報に基づいた契約者の行為により、いかなる付随・必然の損害が生じた場合でも、当社はその法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。また、当社は本サービスにおいて提供するセキュリティ情報並びにセキュリティ情報データベースのコンテンツの有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、適法性、最新性、真実性等に対し、明示的にも暗黙的にもいかなる保証を行うものではなく、いかなる法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。
2. お客様が用意する機器の不具合や操作上の不備等の原因によりお客様に対して本サー

ビスの提供が行えなくなった場合においても、当社は一切の法的責務あるいは法的責任を負うものではありません。

(反社会的勢力の排除)

1. 契約者および当社は、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者および当社は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社が前二項に違反した場合、相手方に対して通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスの契約を解除することができるものとします。
4. 前項に基づく相手方の措置により、相手方に損害が生じた場合、相手方は一切責任を負いません。また、かかる相手方の措置により、相手方に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。